

防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施及び交付  
要綱

平成16年1月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講するひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）に対し、受講料の一部を交付することにより、ひとり親の主体的な就業に関する能力開発の取組みを支援し、もって、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（以下「事業」という。）の対象者は、防府市に居住するひとり親であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の交付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第3条 この事業の対象講座は、次のとおりとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及

びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

2 前項に定める市長が地域の実情に応じて対象とする講座は、次の基準を満たすものとし、指定に当たっては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課あて協議するものとする。

(1) 教育訓練施設の基準

ア 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。

イ 当該教育訓練を適切に実施するための体制を有するものであること。

ウ 本制度の適正な実施に協力できるものであること。

(2) 教育訓練講座の基準

ア 教育訓練講座の内容はひとり親の就業の促進、職業能力の開発・向上に資する教育訓練であって、地域の労働力需給の状況等に鑑み、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。

イ 教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。

ウ 当該講座について、適切に指導できることができる指導者を有すると認められること。

エ 当該講座の教材が、当該講座の内容等に照らし、適正であること。

オ 当該教育訓練に係る入学料及び受講料の合計額が20,005円以上であり、当該教育訓練に係る受講料その他受講者の納入すべき費用が、当該講座を運営するため必要な範囲内で合理的に算定した額であること。

カ 受講希望者に対し、当該講座に係る教育訓練目標、内容、修了認定基

準等を明示していること。

(事前相談の実施)

第4条 訓練給付金の交付に際しては、事前に受講を希望するひとり親からの相談に応じるとともに交付要件について把握しておくものとする。

2 事前相談においては、当該ひとり親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親の職業経験・技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握するものとする。

また、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介するものとする。

(対象講座の指定等)

第5条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、別紙様式1「防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、教育訓練講座の指定を受けたものとみなすことができる。また、添付書類については、公簿等によって確認できる場合は、省略することができる。

- (1) 当該ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(原則として1か月以内に交付されたもの)
- (2) 当該ひとり親が児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月の間に申請する場合を除く。)
- (3) 当該ひとり親が児童扶養手当を受給していない場合は、当該ひとり親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得

税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式5「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）及び養育費等に関する申告書

(4) その他必要に応じて、提出する書類

2 教育訓練講座指定の審査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の受給資格のある者は、給付額が変わってくるので、対象講座指定申請書に記載された「雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格の有無」を確認すること。

(2) 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には交付しないものであることから、過去の訓練給付金の受給の有無について確認すること。

(3) 講座の受講開始日及び受講期間については、教育訓練施設に確認すること。

(4) 雇用保険制度の教育訓練給付及び対象講座の指定については、4月1日及び10月1日の年2回行われていることから、4月1日及び10月1日直後に講座を指定する場合は、留意すること。

(5) 対象講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象講座が当該ひとり親が適職に就く観点から適当であるかも含め審査すること。必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

3 交付要件の審査に当たっては、その緊急性や必要性について考慮して判定するものとする。

4 過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、(財)21世紀職業財団の実施する再就職希望登録者支援事業の指定教育訓練経費援助を利用した者、高等職業訓練促進給付金の交付を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思えられる場合は、交付できるものとする。

- 5 訓練給付金の交付を受けようとする者について、希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認するものとする。
- 6 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件を審査の上、速やかに対象講座指定の可否を決定し、その旨を別紙様式2「防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」（以下「対象講座指定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

（交付額等）

第6条 訓練給付金の交付額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第3条(1)及び(2)の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の交付は行わないものとする。）

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第3条(3)の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (3) 受講開始日現在において上記(1)及び(2)以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の交付は行わないものとする。）

2 訓練給付金は、原則として過去に給付を受けた者には交付しないものとする。

(交付申請)

第7条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、別紙様式3「防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

(1) 当該ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(原則として1か月以内に交付されたもの)

(2) 当該ひとり親が児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月の間に申請する場合を除く。)

(3) 当該ひとり親が児童扶養手当を受給していない場合は、当該ひとり親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙様式5「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)及び養育費等に関する申告書

(4) 受講対象講座指定通知書

(5) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(6) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(7) その他必要に応じて、提出する書類

2 交付の申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30

日以内とする。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による給付金の交付申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、給付金を交付することが適当であると認めたときは、その交付を決定し、交付の決定及び交付額を別紙様式4「防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付決定通知書」により、当該申請者に通知する。

(交付)

第9条 訓練給付金の交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による適正な請求書を受理したときは、当該申請者に対し訓練給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、訓練給付金の交付を受けた者が次の一に該当するときは、訓練給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付の要件に違反したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により訓練給付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に訓練給付金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずることができる。

(福祉資金貸付金との関係)

第11条 市は、母子家庭の母が母子福祉資金の技能習得資金の貸付けを受け、又は父子家庭の父が父子福祉資金の技能習得資金の貸付けを受け、教育訓練経費を支払った場合においても、訓練給付金を交付することができるものとする。その場合、当該交付を受けた者の同意を得て、訓練給付金の交付額のうち、貸付を受けた額分について、当該貸付の償還に充てるものとする。

(児童扶養手当の支給に係る所得との関係)

第12条 訓練給付金は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条において、児童扶養手当の支給を制限する場合の所得には含まないことと規定されており、訓練給付金の交付を受けた者、交付年月日及び交付額について、児童扶養手

当との連携を図るものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 14 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用



する。

(経過措置)

平成29年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月10日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

(経過措置)

受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該ひとり親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、

現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第 13 号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該ひとり親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 18 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

#### （経過措置）

令和 4 年 4 月 1 日より前に終了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることし、第 6 条 2 号の 40 万円を 20 万円に、160 万円を 80 万円に読み替えて支給するものとする。

令和 3 年 7 月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第 13 号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていな

いもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者の氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

なお、私及び私の同居の扶養親族の所得状況について調査することに同意します。

① 氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)
		個人番号	
② 住 所 ・ 電 話 番 号	(〒 - ) 防府市	電話	- -
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥ 所要費用 ( 予定 )	入学料 円、受講料 円	合計額	円
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が		ある ない
⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが		ある ない
⑨ 申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
⑩ 児童扶養手当証書番号	第 号		
⑪ 児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者氏名		㊦
⑫ 所得の額	前年(1月から7月までの間に申請する場合は前々年)の所得額	⑬ 養育費の額	(養育費の額)
	円		円 × 8割 = 円

(裏面)

(注意)

- 1 ⑥欄は、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。）の予定金額を記入してください。
- 2 交付の対象は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない方が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない方が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます。
- 3 ⑨欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 4 ⑩欄は、児童扶養手当を受給している方については、市において確認の上、記名押印します。その場合、⑫欄及び⑬欄の記入の必要もありません。
- 5 ⑬欄は、児童扶養手当を受給していない方が、養育費等に関する申告書に基づき記入してください。
- 6 この申請書に、次の書類を添付して提出してください。
  - (1) ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（1か月以内交付のもの）
  - (2) 児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し
  - (3) 児童扶養手当を受給していない方は、ひとり親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得証明書（（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式5「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」））及び養育費等に関する申告書
  - (4) その他、必要に応じて提出する書類
- 7 自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、受講修了日後にあらためて「防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書」及び添付書類によって交付申請手続きを行ってください。

## 防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

① 氏名	フリガナ _____	生年 月 日	年 月 日 ( 歳)
② 住所・電話番号	(〒 _____ ) 防府市	電話	— —
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	_____年____月____日 ~ _____年____月____日 (受講開始日)		
⑥ 所要費用(予定)	入学料 _____円、受講料 _____円	合計額	_____円
※			

さきにあなたから提出のありました防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

防府市長

⑨

(裏面)

(注意)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。）です。
- 2 交付の対象は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない方が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない方が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます。
- 3 ⑥欄は、受講対象講座指定申請書に記入された予定金額を記入しています。受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講途中でやめた場合は、市にその旨を届け出てください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、**受講修了且後**に、あらためて「防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書」に添付書類をつけて**交付申請手続き**を行ってください。

※ 添付書類

- (1) ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(1か月以内交付のもの)
- (2) 児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し
- (3) 児童扶養手当を受給していない方は、ひとり親の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙様式5「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」))及び養育費等に関する申告書
- (4) 防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(本通知書です。)
- (5) 教育訓練施設の長が、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (6) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (7) 教育訓練給付金が支給されている場合は、「教育訓練給付金 支給・不支給決定通知書」
- (8) その他、必要に応じて提出する書類

## 防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

## 申請者の氏名

自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので下記により申請します。  
 なお、私及び私の同居の扶養親族の所得状況について調査することに同意します。

① 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日( 歳)
		個人番号	
② 住所・電話番号	(〒 - ) 防府市	電話	- -
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥ 所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦ 雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額	円		
⑧ 申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当する・しない		
⑨ 児童扶養手当証書番号	第 号		
⑩ 児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者氏名 ㊦		
⑪ 所得の額	前年(1月から7月までの間に申請する場合は前々年)の所得額 円	⑫ 養育費の額	(養育費の額) 円 × 8割 = 円



(裏面)

(注意)

- 1 交付申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 ⑤欄の受講開始日は、次によります。  
通学制：対象教育訓練の所定開講日（本人の出席第一日とは限らない。）  
通信制：受講申込み後、初めて教育訓練施設が教材等を発送した日
- 3 ⑧欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 4 ⑩欄は、児童扶養手当を受給している方については、市において確認の上、記名押印します。その場合、⑪欄及び⑫欄の記入も必要ありません。
- 5 ⑫欄は、児童扶養手当を受給していない方が、養育費等に関する申告書に基づき記入してください。
- 6 この申請書に、次の書類を添付して提出してください。
  - (1) ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（1か月以内交付のもの）
  - (2) 児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し
  - (3) 児童扶養手当を受給していない方は、ひとり親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得証明書（（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式5「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」））及び養育費等に関する申告書
  - (4) 対象講座指定通知書
  - (5) 教育訓練修了証明書
  - (6) 教育訓練経費に係る領収書
  - (7) 教育訓練給付金が支給されている場合は、「教育訓練給付金 支給・不支給決定通知書」
  - (8) その他、必要に応じて提出する書類

## 防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付決定通知書

① 氏 名	フリガナ	生 年	年	月	日
		月 日	(		歳)
② 住所・電話番号	(〒 - ) 防府市	電話	-	-	
③ 教育訓練施設の名称					
④ 教育訓練講座の名称					
⑤ 教育訓練の期間	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (受講開始日)				
⑥ 所要費用	入学科 円、受講料 円 合計額 _____ 円				
※					

さきあなたから提出のありました防府市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書に基づき審査したところ、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

防 府 市 長

Ⓔ

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者の氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族

1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書はひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする方に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする方との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
  - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村から養護を委託された老人である
  - ② あなたと生計を一にしている
  - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
  - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない